

瑞穂市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があつたので、別紙のとおり公表する。

平成27年4月30日

瑞穂市代表監査委員 井上和子



瑞穂市監査委員 広瀬武雄



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
文化協会に対する結果						
財政援助団体監査(文化協会) H26.4.10～H26.5.19	文化協会 生涯学習課	意見	(1)職員給与について 地方税法第317条の6によると、給与の支払いをする者には給与支払報告書等の提出義務があるが、文化協会は提出していないとのことであった。また、「MBK音楽コンテスト」の支出には審査員への謝礼等の報酬が含まれているが、この支払いにおいても法定調書の提出は必要であるため、今後は適切に対応していただきたい。	措置済	法に沿った対応ができるよう指導を行い、現在事務処理が行えるよう事務局において、税務署に確認し、それに対応できるよう進めている。	生涯学習課
		意見	(2)旅費の支給について 旅費規程の必要性については、文化協会自体も十分に認識されていたので、早急に整備を進められ、適正な執行に努めいただきたい。	措置済	平成26年度に旅費規程について役員会で協議を行っており、平成27年度総会において議案提出を行う。	生涯学習課
		意見	(3)物品の管理について 備品及び図書カードは、いずれも、補助金や会費で購入した文化協会所有の物品なので、適切に管理していただきたい。	措置済	備品台帳は現在作成中で平成27年度からそれを基に管理を行っていく予定である。図書カードの在庫管理は台帳にて行っている。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
生涯学習課に対する結果						
財政援助団体監査(文化協会) H26.4.10～H26.5.19	文化協会 生涯学習課	意見	(1)補助金額について 補助対象経費の精査を行い、公益上の必要性を明確にして、補助金の適正な交付にあたらされたい。	措置済	瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱及び文化協会補助金要綱に基づき補助金の適正な交付を行う。	生涯学習課
		意見	(2)委託事業への切り替えについて 美術展、文化フェスタの事業について、費用対効果の側面から十分に検討を行った上で、補助金を交付して実施するか、委託して実施するかを判断されたい。	措置済	今後、文化協会事業としていくのか、市事業として行っていくのか方向性を精査し協議を行う。	生涯学習課
		意見	(3)概算払の履行確認について 生涯学習課からの提出資料によると、平成25年度文化協会補助金の履行確認は平成26年3月31日に行われたとされているが、確認事項等について明確な回答が得られなかつた。また、文化協会の平成25年度決算書の歳出には、平成26年4月以降の支払いが含まれていることから、決算書では3月31日までに履行確認したことにはならない。適正な履行確認に努めていただきたい。	措置済	今後このような事の無いよう指導を行った。また、市としても厳正に履行確認に努める。	生涯学習課
		意見	(4)自主運営化について 生涯学習課は、補助金を含めた資金をもって、文化協会役員・職員による運営ができていれば自主運営と考えているようであるため、認識を改めて、文化協会が自主運営化できるよう育成に尽力いただきたい。	措置済	瑞穂市の文化行政の一翼を担っている団体であり、会の運営に当たっては自主財源を含め、文化協会補助金要綱に基づいた補助事業を進めいくために補助金を合わせた運営を行っている。今後は市美展等の委託業務への検討も併せて育成に努める。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
ふれあい公共公社に対する結果						
財政援助団体監査(ふれあい公共公社) H26.5.15～H26.6.3	ふれあい公共公社 企画財政課	意見	(1)業務執行理事について 現在、理事であり、事務局に常勤して業務を執行している事務局長を常務理事とすることが適任と考えるので、検討いただきたい。	措置済	今後、事務局長に確認をし、理事会に諮れるよう検討してまいります。	企画財政課
		結果	(2)諸手当について 管理職である課長には役職手当が支給されるので、割増賃金が支払われないものと解する。そうであるならば、同じ管理職である事務局長に役職手当の支給が定められていないことや、管理職ではない係長・主任に、役職手当と割増賃金の両方が支給できることは矛盾するので、就業規則の見直しを行うべきである。	措置済	就業規則の一部を改正しました。 管理職手当、主任手当の見直しをしました。(別添)	企画財政課
		意見	企画財政課からの提出資料によると、ふれあい公社の職員の給料は「職歴、経験、技能等を勘案して、勤務年数、同年齢等加味して、市職員の給料を上限とし理事長が定める」とされているので整合性を図っていただきたい。	措置済	平成27年1月15日より、就業規則の一部を改正しました。 市職員と同等の給料表により、見直しをしました。	企画財政課
瑞穂市に対する結果						
財政援助団体監査(ふれあい公共公社) H26.5.15～H26.6.3	ふれあい公共公社 企画財政課	意見	(1)業務委託について ふれあい公社が継承したことで費用が増嵩した業務や、事業実績が悪化した業務が存在する。当該事務事業に係るコストの分析をして適正な委託をされたい。	措置済	今後各担当課において、事務事業に係るコストの分析等を図り、適正な委託業務が図れるよう周知してまいります。	企画財政課
			「市民の福祉向上に寄与する」という設立目的に沿って運営されているかを検証し、適宜、ふれあい公社に対して指導を行っていただきたい。	措置済	今後、運営にあたっては、ふれあい公共公社とともに検証し、指導して参ります。	企画財政課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H26.9.29	企画財政課	意見	・予算の計上について 当初の予算編成において削減(査定)されたものが補正予算として計上されたと思われるものがあるが、法令の趣旨に反しない適正な予算の計上に努めていただきたい。	措置済	適切な予算計上をするよう課内に徹底した。	企画財政課
		意見	・予算編成の指導について 各課による予算要求では、職員自身が仕事の目的を正しく認識し、評価を行い、そのための適正な予算を要求していくことが重要であり、過去の踏襲ではなく、事務事業の内容を見直し、積算根拠の確認に努め、経費の節減につながる予算編成の指導にあたられたい。	措置済	予算編成方針において、その旨を説明した。	企画財政課
		意見	・計画的な事業の実施について 市が取り組む事業は、ヒアリングにより決定されることとなるが、事業計画によらない事業を優先して行うことは好ましくない。提言や要望などに偏ることなく、中立的な立場で市全体を俯瞰し、予算編成の段階で調整し計画的に事業を実施するよう努めていただきたい。	措置済	予算編成方針において、その旨を説明した。	企画財政課
		意見	・その他 施設の維持管理、整備の費用には税金が投入される。市の財政状況、今後の財政の見通しをしっかりと市民に説明し、市民の理解を得て共通認識とすることが必要となる。そのためにもより一層、市民にわかりやすい財政状況の開示に努められるよう切にお願いしたい。	措置済	ホームページ等において、財政状況や実施事業の情報を提供していくこととした。	企画財政課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H26.10.9	教育総務課	意見	・営繕職員の在り方について 学校などに営繕職員の業務内容を示し、依頼された内容を精査したうえで職務の命令をするようお願いしたい。	措置済	各学校等から依頼された内容を精査し職務の命令を行う。また、学校等へ営繕職員の業務内容を示すこととした。	教育総務課
			業務内容と事務量を精査することが、現在の人員数が適切かどうか、有効な活用が図られているかどうかの判断材料になると考えるので今後の雇用体制に向けて見直しをお願いしたい。	措置済	勤務簿等により業務内容と事務量を精査し有効な活用が図られているかどうか、また、雇用体制が適切かどうか調査を行う。	教育総務課
			過去には同じ教育委員会の生涯学習課の施設で緊急対応を施したこともあると伺ったが、費用対効果を考えると限られた施設での修繕ではなく教育委員会全体としてとらえるべきではないかと考える。市内の施設のうち、生涯学習課が管理をしているものは多数あるので、将来に向けて検討いただきたい。	措置済	現在、保育施設・教育施設で考えているため分けて予算化をしているが、今後、教育委員会全体の施設とした。	教育総務課
		意見	・営繕事業の必要性と今後について 営繕事業の必要性を認識し、最少の経費で最大の効果を得られるよう効率の良い事業の推進に努めていただきたい。	措置済	再度営繕事業の必要性を確認し、最小の経費で最大の効果を得られるよう事業を進める。	教育総務課
			厳しい財政状況においては、施設を適切に維持管理して長寿命化を図ることが重要となってくる。将来的には、公共施設全体を総合的に維持管理する新たな専門部署の設置も必要ではないかと考えるので、検討をいただきたい。	改善進行中	専門部署の設置は、必要と考えますが、今後の課題としてまいります。	企画財政課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H25.12.16	総務課	意見	・利用者数について 経済合理性のみならず、高齢化対策、環境問題等の公益的な観点からも、コミュニティバスを利用することの重要性について積極的にアピールする必要がある。	措置済	バリアフリー対応やバスの床が低くなることについては、26年5月に広報みずほとホームページを通じてPRした。サイクル＆バスライドについては、利用できそうな公共施設や駅の駐輪場に「サイクル＆バスライド」の掲示をし、26年10月に広報みずほとホームページを通じてPRした。	総務課
			また、地域住民等の一人ひとりがコミュニティバスを適切に利用するよう自発的に意識や態度を変えることを促すとともに、自家用乗用車からコミュニティバスへの利用転換を図る意識を高めることにも努められたい。	措置済	運行情報提供サービスについては、26年4月に広報みずほとホームページを通じてPRした。アユカについては、25年9月に広報みずほとホームページを通じてPRし、26年4月に広報みずほに2回目のPR掲載をした。	総務課
			なお、利用者数が僅少となった場合には、コミュニティバスに限定せず、他の代替案を検討することも視野に入れていただきたい。	不(未)措置		総務課
定期監査 H26.1.30	本田第1 保育所 児童支援課 教育総務課	意見	・時効について 今年度は、平成20年度分の保育料が時効に該当し、不納欠損となることが見込まれるが、この中には一部納付等により時効が中断する保育料も存在すると思われる。こうした保育料については、本年度末に誤って不納欠損処理とすることのないよう注意していただくとともに、来年度以降は、時効完成後に徴収する等の誤りが生じないよう、適切に管理していただきたい。	改善進行中	平成25年度末は、不納欠損処理を行わず、平成26年度へ繰越しました。時効完成したものについては、年度末に不納欠損処理を行います。	児童支援課
			また、時効による不納欠損については、前年度(保育所全体で779,400円)を上回ることのないよう、徴収の強化に努めていただきたい。	改善進行中	平成25年度末は、不納欠損処理を行わず、平成26年度へ繰越しました。保育料の未納については、保育所と協力して、保護者に対し児童手当からの申出徴収等の納付勧奨を行います。	児童支援課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H26.1.30	本田第1 保育所 幼児支援課 教育総務課	意見	・教育委員会内の協力体制につ る意見と並び、これまでの定期監 査で申し上げてきたことである が、まずは教育委員会で情報の 共有を図り、協力して各種債権の 徴収に対応していただきたい。ま た、広域入所者や清流みずほ保 育園に通っている児童の滞納に ついては、それぞれの施設の職 員に協力を求めることも検討いた だき、放置することのないよう対処 していただきたい。	改善進行中	情報の共有、各種債権の徴収 協力について、全庁的に対応を 検討しています。 清流みずほ保育園には、所長 会において納付勧奨を行ってい ます。	幼児 支援 課
行政監査 (旅行命令 について) H25.9.6～ H26.2.13	全課	意見	・自家用車による旅行について 旅行命令簿の記載がないため 市内の旅行における自家用車の 使用頻度が分からぬが、旅行 の現状からすると、規程の見直 し、公用車の保有台数の再構築 を検討いただきたい。	措置済	「瑞穂市職員の自家用自動車に よる旅行に関する規程」第2条第2 項の承認基準の見直しを行い、 現状に合うように改正を行いました。	秘書 広報 課
		意見	・旅費と費用弁償について 地方自治法及び条例・規則等 の題名、見出し又は条文には必ず 「報酬及び費用弁償」又は「費 用弁償」と記載されているのに、 旅費条例の規定に基づいて支給 するため、非常勤職員であっても 旅費であると解釈してしまい、本 來「費用弁償」で支給すべきもの が「普通旅費」で支給されている ケースが見受けられた。地方財 政法の規定に基づく市の予算編 成方針には、旅費に関する事項 が記載されていないため、誤解し ているとも考えられるので、財政 担当課は適正な予算を編成する うえでも統一を図っていただきたい。	措置済	部長会や予算編成方針などにお いて説明し、今後も必要に応じて 説明する。	企画 財政 課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
行政監査 (旅行命令について) H25.9.6～ H26.2.13	全課	意見	・旅費の請求手続きについて 費用弁償を誤って普通旅費で 執行しているものの中に、予算が ないため適正な旅費が支給され ていないケースが見受けられた。 旅行命令をした以上、市は旅費 を支給しなければならないのが 地方自治法・旅費条例の本旨で ある。さらに、「国家公務員等の 旅費に関する法律」では、予算上 旅費の支出が可能である場合に 限り、旅行命令を発することができ ると規定していることからすれば、 予算がないのに旅行命令を 発すること自体が問題であると考 える。旅費とはどういうものなのか 周知徹底をしていただきたい。	措置済	部長会において、予算の適切な 執行をするよう説明した。	企画財政課
定期監査 H25.2.19	牛牧小学校 学校教育課 教育総務課	結果	(2)瑞穂市立小中学校管理規則 第33条の会計監査について 学習費や積立金といった学校 徴収金の会計事務は監査してい るが、一般会計の執行については 監査を行っていない。学校に おける一般会計の会計事務は県 費負担の事務職員が行なってい るので、事務処理の周知徹底を 図っているとはいえ、適正な執行 を監査するべきである。	措置済	平成26年度より実施しました。来 年度からは夏季の諸帳簿点検の 際に実施し、執行の状況も更に 確認し適正な執行に努めます。	学校教育課
定期監査 H23.11.1	牛牧第2 保育所	意見	④保育所について 増築に伴い、増築部分に新た に玄関が設けられたことにより出 来た既設部分の玄関前スペース がもっと有効活用できるものと考 える。現在、借地している駐車場 も狭という現状を踏まえ早急に 検討いただきたい。	改善進行中	現在、駐車場確保を進めている が困難な状況である。引き続き検 討していく。	教育総務課
定期監査 H24.1.13	学校教育課 教育総務課 巣南中学校	結果	⑦ 寄付について 寄付されたものの管理について 確認したところ、台帳の整備が定 かでなかった。資産の管理上必 要なので、他の学校も含め早急に 確認して整備しておくべきであ る。	改善進行中	現在、学校等へ台帳を整備す るため資料の提供を行なってい る。	教育総務課
随時監査 (委託費) H22.6.18 ～ H23.2.7	景観計画策 定基礎調査 業務	結果	① 当委託を踏まえたうえで、平 成22年度「策定業務委託」が予 算計上されているが、公園計画 優先のため保留になっている。基 礎調査結果の有効活用を図るた めにも景観計画策定のスケ ジュールを早急に立てて実行す るべきである。	改善進行中	① 公園整備が順次完了し、1月 に準都市計画区域が設定され、 まちづくりの方向性が決まるた め、平成27年度より調査等を実 施し景観計画策定を実施する。	都市開発課